

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 條例 職員の特殊勤務手当に関する條例
- 職員等の旅費に関する條例
- 特別職の職員等の旅費等に関する條例
- ◇ 告示 八頭郡大伊村の字名変更
- 東伯郡南谷村の字の区域の変更
- ◇ 人委規則 給料の支給期日の特例に関する規則

## 條例

職員の特殊勤務手当に関する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月七日

鳥取県知事 西尾愛治

### 鳥取県條例第三十九号

職員の特殊勤務手当に関する條例

(この條例の目的及び効力)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第一條 この條例は、職員の特殊勤務手当に関する條例（昭和二十六年二月鳥取県條例第三号。以下「給与條例」といふ。）第十一條の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 この條例は、第二條に規定する特殊勤務手当が給与條例第三條に規定する給料表の給料に組み入れられ、又は同條例第七條の規定により給料の調整が行われるまでの間、効力を有するものとする。

(特殊勤務手当の区分)

第二條 特殊勤務手当は、左のとおりとする。

- 一 県稅事務従事職員の特殊勤務手当
  - 二 傳染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当
  - 三 土地区劃整理従事職員の特殊勤務手当
- (県稅事務従事職員の特殊勤務手当)

第三條 県稅事務従事職員の特殊勤務手当は、県稅事務に従事する職員が出張し、県稅の調査、検査若しくは滞納処分事務又はその補助事務に従事した時間が一日につき五時間をこえたときに支給する。

第四條 前條の手当の額は、勤務一日につき当該職員が受ける給料月額額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じた額とする。

一 県税の調査若しくは検査事務又はその補助事務に  
従事したとき 百分の四十

二 県税の滞納処分事務又はその補助事務に従事した  
とき 百分の五十

(傳染病防疫作業従事職員の特種勤務手当)

第五條 傳染病防疫作業従事職員の特種勤務手当は、傳染病防疫に従事する職員が傳染病が発生し、又は発生する虞のある場合において、傳染病患者若しくは傳染病の疑のある患者の救護若しくは傳染病菌の附着若しくはは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は傳染病菌を有する家畜若しくは傳染病菌を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。

第六條 前條の手当の額は、作業に従事した日一日につき左の区分による額とする。

一 作業の性質、環境等が特に危険又は困難なとき 四十円

二 作業の性質、環境等が比較的危険又は困難なとき 三十円

三 作業の性質、環境等が特に危険又は困難でないとき 二十円

(土地区劃整理従事職員の特種勤務手当)

第七條 土地区劃整理従事職員の特種勤務手当は、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理(以下「土地区劃整理」という。)事務に従事する職員が出張し、土地区劃整理のため調査、検査若しくは支障物件の強制移転事務又はその補助事務に従事した時間が一日につき五時間をこえたときに支給する。

第八條 前條の手当の額は、勤務一日につき当該職員が受ける給料月額額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じた額とする。

一 土地区劃整理のため調査若しくは検査事務又はその補助事務に従事したとき 百分の四十

二 土地区劃整理のため支障物件の強制移転事務又はその補助事務に従事したとき 百分の五十

(特種勤務手当の支給)

第九條 この條例に定めるものの外、特種勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則  
一 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十月一日から適用する。

二 税務特別手当支給條例(昭和二十三年十一月鳥取県條例第六十八号)は廢止する。

三 この條例に基き、人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお従前の例による。

職員等の旅費に關する條例をここに公布する。

昭和二十七年十一月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第二十号

職員等の旅費に關する條例

目 次

第一章 總 則 (第一條~第十四條)

第二章 旅 費 (第十五條~第三十條)

第三章 雜 則 (第三十一條~第三十三條)

附 則

第一章 總 則

(目的)  
第一條 この條例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に關し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。

二 前項の「職員」とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 知事の事務部局の職員(副知事、出納長及び副出納長を除く。)

二 議会の事務部局の職員

三 選挙管理委員会の事務部局の職員

四 監査委員の事務部局の職員

五 教育委員会の事務部局の職員

六 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の事務部局の職員

七 労務委員会の事務部局の職員

八 公安委員会の事務部局の職員

九 人事委員会の事務部局の職員

十 農業委員会の事務部局の職員

十一 公立学校の校長、教員、養護助教諭、実習助手、事務職員及び県立学校に勤務する雇傭人手、各種委員会（委員会、調査会、審査会、協議会

十二 その他これに準ずるものをいう。）の職員

三 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に關しては、他の條例に特別の定がある場合を除く外、この條例の定めるところによる。

（用語の意義）

第二條 この條例において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は

居所）を離れて旅行することをいう。

二 赴任 新たに採用された職員（国又は他の都道府県の職員から引き続いて採用された職員及び任命権者が人事委員会と協議して必要と認められた職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

三 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

四 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

五 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

二 この條例において「何級の職務」という場合には、

職員の給与に關する條例（昭和二十六年鳥取県條例第三号）第三條第三項に規定する給料表による当該級の職務をい、給料表の適用を受けない者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

三 この條例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいうものとする。但し、「在勤地」という場合には、在勤庁から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

第三條 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

（旅費の支給）

第二條 職員又はその遺族が左の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職、失職、停職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない

場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法第十六條第二号から第五号まで若しくは第二十九條第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

五 職員又は職員以外の者が県又は他の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した場合に、その者に対し、旅費を支給することができる。

六 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該

扶養親族を含む。以下本條において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消を含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第一項 第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故に因り、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第四條 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によつて行われなければならない。

らなう。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合に於ては、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを變更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に關し必要事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。但し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを變更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに、旅行命令簿等に当該旅行に關し必

要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第五條 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り旅行命令等（前條第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本條において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行した

ときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（普通旅費の種類）

第六條 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。

8 食事は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に同じ一  
夜当りの定額により支給する。  
(特殊旅費の種類)

第七條 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親  
族移転料及び日額旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、  
路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転につ  
て、定額により支給する。

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転につ  
いて、支給する。

5 日額旅費は、第二十五條に規定する場合について、  
前條の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

第八條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によ  
り旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上  
の必要又は天災その他やむをえない事情に因り最も経  
済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合に

は、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第九條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当  
する場合を除く外、旅行のために現に要した日数によ  
る。但し、公務上の必要又は天災その他やむをえない  
事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては  
四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメー  
トル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて  
一日の割合をもつて通算した日数をこえることができ  
ない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端  
数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三條第二項の規定に該当する場合には、旅費計算  
上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計  
算した日数による。

第十條 旅行者が同一地域(第二條第三項に規定する地  
域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場  
合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日  
の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合には

そのこえる日数について定額の二割、滞在日数六十日  
をこえる場合にはそのこえる日数について定額の三割  
に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前  
項の滞在日数から除算する。

第十一條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居  
住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ち  
に旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的  
地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る  
旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地  
又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十二條 一日の旅行において、日当又は宿泊料(扶養  
親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。  
以下本條において同じ。)について定額を異にする事  
由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又  
は宿泊料を支給する。

第十三條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中  
における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、

船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれら  
の旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する  
必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目  
的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して  
計算する。

(旅費の請求手続)

第十四條 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を  
受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を  
受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定  
の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支  
払をする者(以下「支払担当者」という。)に提出し  
なければならぬ。この場合において、必要な添付書  
類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に  
係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、そ  
の旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支  
給を受けることができなす。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅  
行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前

項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支払担当者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支払担当者は、その支払つた概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなければなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支払担当者がその後において、その者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

第二章 旅 費

(鉄道賃)  
第十五條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃

(以下本條において「運賃」という。)及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 知事の事務部局の部長及び地方事務所長並びに議会議務局長については、一等の運賃

ロ 四級以上の職務にある者については、二等の運賃

ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 四級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前

三号に規定する運賃の外、左に規定する急行料金

イ 第一号又は第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金は、

2 前項第四号に規定する急行料金は、左の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以上のも

二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のも

3 前二項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には、任命権者が人事委員会と協議して定める運賃及び急行料金によることができる。

(船賃)

第十六條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(

はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 知事の事務部局の部長及び地方事務所長並びに議会議務局長については、一等の運賃

ロ 四級以上の職務にある者については、二等の運賃

ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 四級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合に

は、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支払つた寝台料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十七條 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。

(車賃)

第十八條 車賃の額は、別表の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十三條の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

(日当)

第十九條 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第二十條 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務

上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第二十一條 食事料の額は、別表の定額による。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十二條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

二 職員が、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に單身で移転する場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合

には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情がある場合には、第一項第二号及び第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十三條 着後手当の額は、別表の日当定額の五日分以内及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分以内の額により、その支給を受ける者の範囲、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。

(扶養親族移転料)

は、その乗船に要する運賃

は、その乗船に要する運賃

第二十四條 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

- 一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年令に従い、左に規定する額の合計額
- イ 十二才以上の者については、その移轉の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食料及び着後手当の三分の二に相当する額
- ロ 十二才未満六才以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額
- ハ 六才未満の者については、その移轉の際における職員相当の日当、宿泊料、食料及び着後手当の三分の一に相当する額。但し、六才未満の者を二人以上随伴するときは、一人をこえる者ごとにその移轉の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。

二 前号の規定に該当する場合を除く外、第二十二條

- 第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。
- 三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十五條 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもつて支給し、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六條第一項に掲げる普通旅費の額についてこの條例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十六條 在勤地内における旅行について左の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費
- 二 日当については、別表の定額の範囲内で人事委員会規則で定める額
- 三 公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り宿泊する場合には、別表の宿泊料定額の範囲内

の実費額の宿泊料

第二十七條 第一項第三号の規定に該当する場合には、おいては、同号に規定する移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第二十七條 在勤地以外の同一地域（第二條第三項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合には、第十五條、第十六條又は第十八條の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情に因り特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一



に相当する額をこえる場合には、そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舍に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の移転料。但し、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十九條第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第二十八條 第三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から十日以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第二十九條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当

の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二條第一項第五号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第三條第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十四條第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(証人等の旅費)

第三十條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、他の條例に特別の定がある場合を除く外、人事委員会規則で定める。

第三章 雑 則

(旅費の調整)

第三十一條 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行にお

ける特別の事情に因り又は当該旅行の性質上この條例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 施行命令権者は、職員又は職員以外の者が出張した場合で、予算その他の都合に因りこの條例の規定による旅費を支給することができない場合には、この條例の規定にかかわらず、旅費の定額を減じその一部を支給しないことができる。

第三十二條 任命権者は、職員について労務基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七條の規定に該当する事由がある場合において、この條例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの條例の規定により支給する旅費が労務基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第四十八

條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(実施規定)

第三十三條 この條例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日以後の旅行から適用する
- 2 鳥取県旅費支給條例（昭和二十五年八月鳥取県條例第三十二号）は、廃止する。
- 3 地方公務員法第五十七條に規定する單純な勞務に雇用される職員の旅費の取扱については、当分の間、この條例の各相当規定を準用する。
- 4 この條例に基き、人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお従前の例による。

別表

一 車賃、日当、宿泊料及び食事料

区 分	車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿 泊 料（一夜につき）		食 事 料（一夜につき）
			甲 地 方	乙 地 方	
十五級の職務にある者	七、二〇 錢	三二〇 円	一、六九〇 円	一、三五〇 円	三二〇 円
十三級及び十四級の職務にある者	六、四〇	二九〇	一、五〇〇	一、二〇〇	二九〇
十一級及び十二級の職務にある者	五、六〇	二五〇	一、三二〇	一、〇五〇	二五〇
九級及び十級の職務にある者	四、八〇	二二〇	一、一三〇	九〇〇	二二〇
八級の職務にある者	四、四〇	二〇〇	一、〇三〇	八三〇	二〇〇
七級以下の職務にある者	四、〇〇	一八〇	九四〇	七五〇	一八〇

備考 宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいひ、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移 転 料

区 分	十五級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者	十一級及び十二級の職務にある者	九級及び十級の職務にある者	八級の職務にある者	七級以下の職務にある者
鉄道五十キロメートル未満	一四、七〇〇 円	一三、三〇〇	一一、四〇〇	九、八四〇	九、〇〇〇	八、二〇〇
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	一六、七〇〇 円	一四、八〇〇	一三、〇〇〇	一一、二〇〇	一〇、三〇〇	九、三〇〇
鉄道百キロメートル以上二百キロメートル未満	二〇、七〇〇 円	一八、四〇〇	一六、一〇〇	一三、八〇〇	一三、六五〇	一二、五〇〇
鉄道二百キロメートル以上三百キロメートル未満	二二、〇〇〇 円	二〇、四八〇	一七、九三〇	一五、三六〇	一四、〇六〇	一二、八〇〇
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	二四、七〇〇 円	二二、二〇〇	一九、四八〇	一六、八四〇	一五、〇〇〇	一八、二〇〇
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	三〇、六〇〇 円	二七、九〇〇	二四、一八〇	二一、四四〇	二〇、七〇〇	二二、七〇〇
鉄道千キロメートル以上二千キロメートル未満	三六、三〇〇 円	三三、四〇〇	二九、六〇〇	二六、八〇〇	二五、九〇〇	二九、〇〇〇
鉄道二千キロメートル以上	四二、〇〇〇 円	三八、八〇〇	三四、五〇〇	三一、八〇〇	三〇、九〇〇	三六、八〇〇

備考 路程の計算については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

特別職の職員の旅費等に関する条例をここに公布する。  
昭和二十七年十一月七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
鳥取県条例第三十一号

特別職の職員等の旅費等に関する条例  
(この条例の目的及び効力)

第一條 この条例は、別表に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)の受ける旅費その他の費用弁償及び滞在費(以下「旅費等」という。)について定めることを目的とする。

2 特別職の職員等の旅費等に関する従前の条例の規定がこの条例の規定にてい觸する場合には、この条例の規定が優先する。

(旅費その他の費用弁償)

第二條 特別職の職員等が公務のため旅行するときは、別表に定める旅費を支給する。

第三條 議会の議員が調査研究のため県内を旅行するときは、その日数に応じ一日につき千円の日額旅費を支

給する。但し、特別の事情がある場合を除く外、当月の旅日数が十日をこえるときは、そのこえる日数に對しては、これを支給しない。

2 前項の特別の事情の認定は、議長が行う。

第四條 前二條に定めるものの外、特別職の職員等の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

第五條 旅費の外、特別職の職員等が、職務を行うため要した費用は、弁償するものとする。

(滞在費)

第六條 議会の議員及び教育委員会の委員が議会及び委員会の招集に応じ滞在する場合は、その応じた日から議会及び委員会の会期の終了日までの間における滞在日数に応じ一日につき、議会の議員には千円、教育委員会の委員には七百円の旅費を支給する。但し、滞在費を支給する場合は、旅費は支給しない。

第七條 前條に定めるものの外、滞在費の支給に關し必要な事項は、議会の議員については議長、教育委員会の委員については委員長が別に定める。

(実施規定)  
 第八條 この條例の實施に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則  
 この條例は、公布の日から施行する。但し、第二條の規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

職名	鉄道賃	船賃	車賃 (一キロメートルにつき)	日当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	食料 (一夜につき)
議長の議員	一等運賃	一等運賃	七、二〇〇	三二〇	一、六九〇	三二〇
副議長の議員	"	"	"	"	"	"
知事	"	"	"	"	"	"
副知事	"	"	"	"	"	"
出納長	二等運賃	二等運賃	六、四〇〇	二九〇	一、五〇〇	二九〇
副出納長	"	"	"	"	"	"
教育長	一等運賃	一等運賃	六、四〇〇	二九〇	一、五〇〇	二九〇
教育委員会の委員	"	"	"	"	"	"
選挙管理委員会の委員	"	"	五、六〇〇	二五〇	一、三二〇	二五〇

監査委員	"	"	六、四〇〇	二九〇	一、五〇〇	二九〇
人事委員会の委員	"	"	"	"	"	"
農業委員会の委員	二等運賃	二等運賃	五、六〇〇	二五〇	一、三二〇	二五〇
労働委員会の委員	一等運賃	一等運賃	"	"	"	"
労働委員	二等運賃	二等運賃	"	"	"	"
收用委員会の委員	"	"	"	"	"	"
海区漁業調整委員会	"	"	四、八〇〇	二二〇	一、一三〇	九〇〇
内水面漁場管理委員会	"	"	"	"	"	"
公安委員会の委員	一等運賃	一等運賃	六、四〇〇	二九〇	一、五〇〇	二九〇
専門委員	又は一等運賃	又は一等運賃	六、四〇〇	二九〇	一、五〇〇	二九〇
附屬機関の委員その他これに類する構成員	二等運賃	二等運賃	五、六〇〇	二五〇	一、三二〇	二五〇
選挙長	"	"	五、六〇〇	二五〇	一、三二〇	二五〇
投票管理者	"	"	四、〇〇〇	一八〇	九四〇	七五〇
開票管理者	"	"	"	"	"	"

投票立会人	開票立会人	選挙立会人	その他の特別職の職員
"	"	"	"
"	"	"	"
五、 以六 内〇	"	"	"
二五〇 以 内〇	"	"	"
一、三二〇 以 内〇	"	"	"
一、〇五〇 以 内〇	"	"	"
二五〇 以 内〇	"	"	"

備考 宿泊料の項中甲地方とは、一般職の職員の給与に関する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

### 告示

#### 鳥取県告示第五百十七号

昭和二十七年十月十六日から、八頭郡大伊村の大字名称を次のとおり変更した。

昭和二十七年十一月七日

鳥取県知事 西尾愛治

現在名称		変更名称	
村名	大字名	村名	大字名
大伊村	栃谷	大伊村	大江

鳥取県告示第五百十八号  
耕地整理施行のため東伯郡南谷村の字の区域を次のとおり変更する。

昭和二十七年十一月七日

鳥取県知事 西尾愛治

現在区域				変更区域			
大字名	字名	地番	地目	大字名	字名	反別	附記
安歩	前田	三一五	原野	安歩	半田	〇一二	
"	"	三一七〇二	"	"	"	三二五	
"	下中島	一〇〇ノ三	"	"	下大向	〇二九	
"	"	一〇一ノ二	"	"	"	全部	
"	"	一二九ノ二	"	"	"	二二〇	
"	"	一三〇ノ一	"	"	"	三一四	
"	"	一三一ノ一	"	"	"	全部	
"	"	一〇〇ノ四	"	"	"	〇〇六	
"	"	一三〇	"	"	"	"	
"	"	一三一	"	"	"	全部	
"	"	一三二ノ三	"	"	"	〇〇六	
"	"	一三二ノ二	"	"	"	"	
"	"	一三二ノ四	"	"	"	三〇〇	
"	"	一三二ノ四	"	"	"	全部	



人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則第七号

給料の支給期日の特例に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年十一月七日

鳥取県人事委員会委員長 倉繁良逸

給料の支給期日の特例に関する規則

職員の給与に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三号)第五條の規定に基きこの規則を定める。

第一條 職員の給料の支給期日は、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)第二條の規定にかかわらず、当分の間、同條に規定する支給期日を七日繰り上げた日とする。

第二條 前條の支給期日が日曜日にあたるときは、その前日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

謄寫印刷と材料

孔版社の三大特長

- ◎最高の技術と最低の価格
- ◎完備せる設備により、どんな印刷でも納期を厳守致します。
- ◎専門家の選んだ最優秀の材料(ヤスリ、原紙、インキ、ルーラー、印刷器等)の廉価販賣。

鳥取市西町(日赤前入る)

電話980番(甲)

孔 版 社

會谷渡	三五二	田	六〇〇
"	三五三ノ一	雜種地	
"	三五三ノ二	原野	五一〇
"	四五七	"	全部
"	四五八	"	"
"	四五九ノ二	田	"
"	四五九ノ一	堤	"
"	三五四	原野	"
"	四五五ノ一	田	一、一〇〇
"	四五五ノ二	堤堀	全部
"	四五三ノ一	畑	一、一五
向河原	四六九ノ一	原野	全部
"	四六九ノ三	堤堀	"
"	四七〇ノ一	原野	二一〇
"	四七〇ノ二	"	〇一〇
"	四七〇ノ三	堤堀	全部
上河原	四八一	田	"